

第5次出入国管理基本計画（案）に関する意見書

2015年（平成27年）7月23日

日本弁護士連合会

法務省は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に定める出入国管理基本計画について、「第5次出入国管理基本計画（案）」（以下「本計画案」という。）を作成し、意見の公募を行っている。

当連合会は、本計画案に関し、以下のとおり、外国人の受入れ及び技能実習制度等に関する課題等（第1）、在留管理制度及び不法滞在者対策等に関する課題等（第2）並びに難民の庇護に関する課題等（第3）について、それぞれ意見を述べる。

第1 外国人の受入れ及び技能実習制度に関する課題等について（本計画案Ⅲ1ないし3）

1 緊急に対応が必要な分野等における外国人の受入れについて（本計画案Ⅲ1(2)ア③）

(1) 本計画案の概要

本計画案は、緊急に対応が必要な分野等における外国人の受入れについて、「平成26年4月の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」において建設分野における外国人の受入れを実施することが決定され」「『日本再興戦略』改訂2014」においては、建設分野との人材の相互流動が高い造船分野についても外国人を受け入れることとされた。」とした上で、「現行の制度では受け入れていない外国人の受入れについては、…幅広い観点からの政府全体での検討を行っていく」、「その際、適切な管理体制という観点から、例えば建設分野における外国人の受入れなど業を所管する省庁の関与を前提とした枠組みの運用状況について注視・検証することが必要である。」とする。

(2) 意見

① 政府は、緊急に対応が必要な分野等における外国人の受入れとして、2014年中に、建設就労者、造船就労者等を「特定活動」の在留資格で受け入れることとした。本計画案は、これに加えて、現行の制度では受け入れていない外国人であっても、「緊急に対応が必要な分野」については、現行の枠組みを注視・検証しながら受入れを検討するとするもので、現行の枠組みと同様の方法での受入れが検討される可能性がある。

しかし、そもそも、外国人建設就労者受入事業及び外国人造船者受入事業は、建設及び造船分野の技能実習制度を終了した者を対象としている。当連合会が従前から主張してきたとおり、技能実習制度は、日本の技術の海外移転という制度趣旨と非熟練労働者の受入れという実態が乖離し、そのような制度の建前があるがために職場移転の自由も認められず、人権侵害を生み出す構造的問題が存する。それゆえに、技能実習制度は本来的に廃止されるべきものであって、その存続を前提とした制度構築をするべきではない。

したがって、「緊急に対応が必要な分野」における外国人の受入れを検討するとしても、あくまで技能実習制度とは切り離し、全く別の制度として制度設計をするべきである。

この点の詳細については、当連合会が2014年4月3日に発表した「外国人の非熟練労働者受入れにおいて、外国人技能実習制度を利用することに反対する会長声明¹」に記載のとおりである。

- ② また、外国人建設就労者受入事業や外国人造船労働者受入事業については、職場の移転について、受入建設企業が所属する特定監理団体に相談することが求められており、転職先についても特定監理団体に所属していることが条件とされている。他方、実際にそのような条件を満たす他の受入企業を探す方法は明確にされていないこと等を踏まえるならば、外国人労働者の職場移転の自由が実質的に保障されているか、権利侵害が発生していないか、という観点に立って制度運用状況を慎重に検証していくことがまずもって優先されるべきである。

この点については、当連合会が発表した2014年7月24日付け「外国人建設就労者受入事業に関する告示案に係る意見書²」及び同年9月24日付け「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン案に係る意見書³」並びに同年12月17日付け「外国人造船就労者受入事業に関する告示案に係る意見書⁴」のとおりである。

- ③ なお、外国人の受入れについては、立法措置を経ないで、告示等により分野ごとに弥縫策的に順次拡大していくのではなく、非熟練労働者の受入れを前提とした在留資格を法律によって創設し外国人労働者を正面から

¹ <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2014/140403.html>

² <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/140724.html>

³ <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/140924.html>

⁴ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/141217_4.html

受け入れることについて、その是非、その範囲などを、国会などの場で十分に検討し、受け入れる場合には立法措置を経るべきである。

2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化について（本計画案Ⅲ 2）

(1) 本計画案の概要

本計画案は、「専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証はもちろんのこと、教育、社会保障等の社会的コスト、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。」とする。

(2) 意見

技能実習生の受入れの実態はまさに「専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れ」であるが、技能実習制度は、当連合会がかねて主張してきたとおり、人権侵害を生み出す構造的問題があるから廃止すべきである。

技能実習制度を廃止した場合には、非熟練労働者を労働者として受け入れるかどうか問題となるが、その場合には、在留資格を創設して受け入れるか、その是非、範囲などを、国会などの場で十分に検討すべきである。

その意味で、「専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについて、国民的コンセンサスを踏まえつつ、幅広い観点からの検討」を行うこと自体には賛成であり、具体的な検討機関を設置し、早期に具体的な検討を行うべきである。

その際、非熟練労働者を受け入れる新たな制度を創設するとすれば、外国人労働者の人権保障の観点から次のようなことを実現すべきである。

- ① 外国人労働者の労働基本権の保障と差別的取扱いの禁止を実効的なものとする。
- ② 外国人労働者が職場を選択する自由を保障すること。
- ③ 送出し国におけるブローカー等の介入を防止する措置を講じること。
- ④ 日本における受入れ側にも中間搾取を生じるような一次受入れ団体を介在させないようにすること。
- ⑤ 外国人労働者が、家族を伴って入国・在留することができるような配慮を行うこと。

なお、新たな制度の創設に当たっては、外国人住民が他の市民と共生し得るような多民族・多文化の共生する社会の構築について、政府が推進する体制を早期に構築することを併せて進めるべきである。

上記については、当連合会が2011年4月15日付けで発表した「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言⁵」及び2013年6月20日付け「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書⁶」のとおりである。

3 新たな技能実習制度の構築に向けた取組について（本計画案Ⅲ 3）

(1) 課題等について（本計画案Ⅲ 3 (1)）

① 本計画案の概要

本計画案は、技能実習制度に関し、「制度が本来の趣旨・目的に合致した形で運用されるよう見直しを行う必要がある。これらの見直しを前提に、制度の拡充も含め、制度全体の、バランスの取れた見直しが求められている。」とする。

② 意見

技能実習制度は、実習生による日本の技術の海外移転という国際貢献が制度趣旨として掲げられながら、その実態は非熟練労働力供給のための制度として運用されている。このような制度の建前があるがために、受入れ機関を特定して在留資格が与えられ、受入れ先である雇用主の変更は基本的に想定していないため、受入れ先を告発して受入先の受入れが停止すれば自らも帰国せざるを得ないという結果を生んでしまうことにより、受入れ先との間で支配従属的な関係が生じやすい。

また、送出し機関による保証金の徴収などの人権侵害が横行していることなどから、衆参両院も、2009年の入管法改正に当たっての附帯決議で、同制度の抜本的見直しを行うべきこととしていた。

当連合会も、これらの構造上の問題点を指摘し、技能実習制度の廃止を強く訴えてきたところである（2011年4月15日「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言」、2013年6月20日「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」等）。

したがって、人権侵害を生み出す構造的な問題点のある技能実習制度を存続させるべきではなく、制度を廃止すべきである。

(2) 技能実習制度の適正化のための措置について（本計画案Ⅲ 3 (2) ア）

⁵ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/110415_4.html

⁶ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/130620_4.html

① 本計画の概要

本計画案における技能実習制度の適正化のための要旨は、以下のとおりである。

ア 技能修得という第一段階を確保するため、監理団体や実習実施機関に対しては、技能実習修了時等に技能評価試験の受検を義務付ける等により効果測定を行う方向で見直しを行う。

イ 監理団体による監督の適正化等を図る必要がある。そのため、監理団体の実習実施機関への監査体制を強化するべく、外部役員又は外部監査の導入を義務付けるなどの新たな施策を講じる。その他、行政機関の役割を補完する新たな制度の管理運用機関を創設して、これに法令上の根拠を持たせ、政府が一貫して厳正な指導・監督を行うことができる体制を構築する。

ウ 技能実習生の人権保護に関しては、技能実習生が実習実施機関や監理団体による不適正な行為を通報できる制度を整備することや、人権侵害等を行う監理団体・実習実施機関に対して新たな罰則規定を設ける。

エ 不適切な送出し機関を排除するため、例えば、送出し国政府との政府（当局）間取決めの作成など、送出し段階からの適正化を目指す。

② 意見

当連合会が、技能実習制度について、日本の技術の海外への移転という制度目的と非熟練労働者の受入れという実態との乖離、これに起因して、技能実習生の職場移転の自由がないことにより、支配従属的な関係が生じやすいことなどの構造的問題を指摘して、廃止を求めてきたことについては、既述のとおりである。

したがって、制度存続を前提とする本計画案には反対であるが、なお制度存続を前提とするとしても、個別の対策に対する意見は、以下のとおりである。

ア 「技能修得」「効果測定」に関連し、今通常国会に提出されている「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（以下「技能実習適正実施法案」という。）9条（認定の基準）10号は、「第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。」と規定する。このように、技能実習3号に移行する際には、当該技能実習生は既に高い水準の技能等を習得していることが予定されている。

この点については、「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書において提案されたように、技能習得という段階を終えたことを前提として、実習先の選択を自由に行うことが可能とする制度を導入することを予定しているものとも解し得るが、本計画案ではこの点が明確ではない。

既に指摘したとおり、技能実習生は、労働者でありながら職場移転の自由がなく、そのため対等な労使関係の構築が困難で深刻な人権侵害が続出するという点に、技能実習制度の構造的な問題点がある。

したがって、制度存続を前提とするとしても、技能実習生に帰責性がない場合に、技能実習期間を通じて広く実習先の変更を認めることのほか、「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書の提案のとおり、技能実習適正実施法案に少なくとも技能実習3号移行時の実習先の選択を認めることを明記し、これを本計画案にも盛り込むべきである。

イ 技能実習適正実施法案28条（監理費）は、2項で「監理団体は、前項の規定にかかわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。」と規定するところ、少なくとも主務省令において、「通常必要となる経費」に監理団体役員の不当に高い報酬や接待費等を含まないよう明示すべきである。

また、監理団体や実習実施者に対し、外国人技能実習機構による実効的な監督がなされるよう、強力な調査権限を付与した上、その財源や人的体制が独立したものとして設立されるべきである。

ウ 技能実習生の人権保護に関し、技能実習生からの通報制度の整備自体は必要な措置と考えるが、技能実習生の保護、救済のためには、監理団体等の適正化に向けた管理・監督を中心任務とする外国人技能実習機構の窓口での対応のみでは不十分であり、同機構が法テラスや弁護士会、NGO等の協力を得て、技能実習生の相談に対応する制度の整備を検討すべきである。

次に、監理団体や実習実施者が、暴行その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によって、送出し国への帰国を強制する事例が多数報告され、これを違法とする裁判例（富山地判平成25年7月17日等）も出ているが、技能実習適正実施法案では、強制帰国の規制について全

く言及がない。技能実習適正実施法案46条は、技能実習生の意思に反する技能実習の強制を禁止するが、技能実習生の意志に反する帰国の強制をも禁止するよう、強制帰国規制のための文言を追加すべきであり、本計画案にも盛り込むべきである。

エ 技能実習生に対して、送出し機関による保証金等不当な金銭の徴収や管理、労働契約不履行に係る違約金を定めるような不当な契約の締結などの人権侵害が多発しているため、送出し国との二国間協定（あるいは、少なくとも送出し国政府との政府（当局）間取決め）の作成は、送出し機関への規制を実効化する点では必須の措置と考える。

しかし、2014年6月10日に発表された第6次出入国管理政策懇談会外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」では、「二国間協定」と規定されていたものが、2015年1月30日の「技能実習制度見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書では、「政府（当局）間取決め」にトーンダウンした上、技能実習適正実施法案では、そもそも明示の規定すら無くなっている。

送出し機関への規制を実効化する観点からは、法律上、「二国間協定」の締結まで、当該送出し国からの受入れが出来ない旨検討すべきであるし、その旨を本計画案にも盛り込むべきである。

(3) 制度本来の目的を踏まえた制度の拡充に係る見直しについて（Ⅲ3(2)イ）

① 本計画案の概要

本計画案は、適正な受入れを行ってきていると認められる優良な監理団体・実習実施機関で実習する技能実習生については、実習期間の延長又は再技能実習を認める方向で見直しを行うとともに、実習生の受入れ人数区分についても見直しを行い、対象職種の拡大も検討することとする。

② 意見

前述のとおり、技能実習制度には人権侵害を生み出す構造的問題があるから廃止すべきであって、ましてや、制度の適正化の効果が確認されないうちに、制度の拡充を実施することとすべきではない。

第2 在留管理制度及び不法滞在者対策等に関する課題等について（本計画案Ⅲ4及び6）

1 在留管理制度の運用等について（本計画案Ⅲ4）

(1) 本計画案の概要

本計画案は、2012年7月9日に導入された新しい在留管理制度と外国人住民に係る住民基本台帳制度を受け、法務省と市区町村との情報連携体制が構築されたことにより、市区町村が行政サービスを実施するために必要な外国人の基本情報を速やかに提供できることとなったとした上、在留管理制度の的確な運用及びその見直しとともに、外国人との共生社会の実現に向けた取組に参画していくとしている。

(2) 意見

新しい在留管理制度においては、外国人に関する様々な情報が政府に一元的に集約されることになることから、外国人のプライバシー権又は自己情報コントロール権の保障、外国人に対する差別的取扱いの禁止の観点から慎重な運用が求められるものであり、これらの観点から制度の見直しが行われるべきである。

特に、「永住者」等の日本に安定して生活する者については、2009年の改正入管法附則60条3項において、在留管理の在り方を検討するものとされている。また、同改正時の衆参両院の法務委員会の附帯決議においても、在留カードの常時携帯義務等を含む在留管理全般についての広範な検討が求められている。したがって、「永住者」等について、常時携帯義務を廃止するなどの制度の見直しが検討されるべきである。

また、在留資格を有しないものの、仮放免許可を受けた者については、上記改正入管法附則60条1項において、このような者が行政上の便益を受けられる機会を確保するとの観点から、その居住地等を市区町村に通知するとともに、必要な措置を講ずるものとされていたところである。しかし、実際には、必ずしも市町村が仮放免許可を受けた者に関する情報を的確に把握できているとはいえないことからすれば、法務省と市区町村が十分に連携することにより、市区町村がこのような情報を活用する体制を構築すべきである。

以上については、当連合会の2009年2月19日付け「新たな在留管理制度の構築及び外国人台帳制度の整備に対する意見書⁷⁾」、及び「人権のための行動宣言2014⁸⁾」24項を参照されたい。

2 水際対策及び不法滞在者対策等の推進について（本計画案Ⅲ6）

(1) 厳格な出入国審査等の水際対策の実施及び出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化について（本計画案Ⅲ6(2)ア及びウ）

⁷⁾ <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2009/090219.html>

⁸⁾ http://www.nichibenren.or.jp/activity/policies/jinken_sengen_2014.html

① 本計画案の概要

本計画案は、入国管理局が2007年11月から実施している個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した厳格な上陸審査を今後も推進し、顔写真の水際対策への活用等新たな技術の運用についても検討していくとする一方、関係機関等から様々な情報を広く収集し、出入国管理に関するインテリジェンス（情報収集・分析）機能を強化することを今後の方針としている。

② 意見

生体情報の提供の義務化については、外国人のプライバシー権又は自己情報コントロール権の制約に当たるものであるから、テロ対策等の関係でその必要性や効果の有無、より制限的でない方法の有無など、その採否を含めて慎重に検討すべきである。特に、指紋の提供の義務化については、憲法13条や自由権規約7条に定める品位を傷付ける取扱いの禁止に抵触するものである。

また、何らの嫌疑がないにもかかわらず、入国管理などに利用するため、生体情報を集積して引き続き管理するとともに、入国管理局が関連機関から様々な情報を収集した上、インテリジェンス機能の強化の名の下に外国人の個人情報を統一的に管理することは、外国人のみを対象として個人情報の統一的な管理システムを構築し、監視の対象とすることにほかならない。

このような観点から、入国管理局による生体情報を利用した上陸審査や関係機関等からの情報の収集は見直されるべきであり、出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化は再検討されるべきである。

以上につき、当連合会の2005年12月5日付け「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書⁹」、2007年11月「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言¹⁰」、及び「人権のための行動宣言2014」24項を参照されたい。

(2) 偽装滞在者対策の強化について（本計画案Ⅲ5(2)イ②）

① 本計画案の概要

本計画案は、近時、いわゆる偽装滞在者に係る偽装態様が多様化しているとして、これらの者に対する対策を強化する必要があるとした上、在留資格の取消しを積極的に活用するほか、虚偽の申請で在留資格を取得した場合に刑罰を科すための罰則規定を新たに設けることも検討する必要がある

⁹ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2005/2005_69.html

¹⁰ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2007/2007_1.html

あるとしている。

② 意見

ア まず、虚偽の申請で在留資格を取得した場合に本人及び関係者に刑罰を科すことについて、申請の内容が事実と反する場合であっても、本人の場合は、コミュニケーション不足や証拠収集の困難さ等、国を跨ぐことによる特殊な事情があり、他方、関係者の場合は、申請の内容が事実と反することが認識しにくいという事情が存在している。

不法残留者については、その人数が著しく減少しており、また、在留資格を取り消された者の数についても、事情の変更により当初予定されていた活動を行わなくなった者（法22条の4、1項6号及び7号）を含めても年間200～300名程度にとどまるなど、罰則を導入する必要性が明らかでない。

さらに、難民認定申請者その他の入管関係手続を行う者やその支援者などに対する萎縮的な影響や、刑罰権濫用の危険などの弊害が大きいものである。

イ 他方、在留資格の取消しについては、偽装滞在者だけでなく、上陸後の失業や配偶者との離婚・死別など事後的な事情の変更があった外国人も対象とするものであり、在留資格を有する外国人の地位を著しく不安定にするおそれがある。

在留資格の取消しは適正な手続によって慎重に行われるべきであり、在留期間更新許可などの審査を適切に運用することによって対応が可能であるものであるから、いたずらに積極的な活用がされるべきではない。

ウ 以上の観点により、虚偽の申請で在留資格を取得した場合の罰則規定を新たに設けることには反対であり、在留資格の取消しの積極的な活用については、慎重な検討がされるべきである。

この点に関しては、当連合会の2015年3月19日付け「「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」における罰則の強化等に反対する意見書¹¹」を参照されたい。

(3) 被收容者の処遇及び送還の実施について（本計画案Ⅲ5(2)イ④）

① 本計画案の概要

本計画案は、被收容者の処遇に関し、従来から人権を尊重して環境の整

¹¹ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150319_6.html

備に努めてきたとした上、入国者収容所等視察委員会の視察等によって適切な環境整備につなげているとする一方、いわゆる送還忌避者に対しては、チャーター便を利用した集団送還をより積極的に活用する等の方策を推進することを今後の方針としている。

② 意見

入国管理局の収容施設においては、2013年10月から2014年11月にかけて、少なくとも4名もの被収容者が死亡しており、法務省自身も、同年11月には常駐医の不在などの問題があったとして、処遇改善の方針を示していたものである。

当連合会も、2014年11月の勧告において、入国管理局の収容施設が社会一般と同様の水準の医療の提供を怠り、そのような医療にアクセスすることを阻害したとして、適切な医療体制の構築などの具体的かつ実効的な再発防止の措置を速やかに講じるよう求めていたところである。

他方、送還については、2010年3月に成田空港からの送還の実施中に死亡した男性の遺族が国家賠償を求めた事案において、2014年3月、東京地方裁判所が、男性が入管職員による必要性、相当性を超えた違法な制圧行為によって窒息死したとして、損害賠償を命じた事案が生じている。

しかし、本計画案においては、これらの点を踏まえた実効的な対策や方針が全く示されていない。入国管理局においては、尊い人命が短期間にこのように失われているという事態を直視し、入国者収容所等視察委員会の視察対象に送還執行手続を含めるなど、十分な検証や再発防止に向けた具体策を講じるとともに、送還の実施の対象や方法を慎重に検討することが必要不可欠である。

以上に関し、2014年11月7日付けで関連機関に対し勧告等を行った「入管収容施設における医療問題に関する人権救済申立事件¹²⁾」、2015年1月14日付け「東京入国管理局における被収容者の死亡事件に関する会長声明¹³⁾」及び2014年9月18日「出入国管理における身体拘束制度の改善のための意見書¹⁴⁾」を参照されたい。

(4) 在留特別許可の運用について（計画案Ⅲ 5 (1)・(2)エ）

① 本計画案の概要

本計画案は、在留特別許可が法務大臣の裁量的な処分であるとした上、

¹²⁾ <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/complaint/year/2014/141107.html>

¹³⁾ <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/150114.html>

¹⁴⁾ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/140918_2.html

在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例の公表や、在留特別許可に係るガイドラインを策定・公表していることに言及した上で、ガイドラインの見直しを検討していくことを今後の方針としている。

② 意見

第4次出入国管理基本計画は、「在留特別許可の対象となり得るものについてはこれを適正に許可し、その法的地位の早期安定化を図っていく」ことを明言していたが、本計画案でも、引き続き、許可されるべき事案は適正に許可すべきであることを明言すべきである。

また、在留特別許可の判断に当たっては、国際人権（自由権）規約や子どもの権利条約などの国際人権条約の趣旨を遵守すべきであって、非正規滞在者に対する退去強制令書の発付は、当該非正規滞在者が受ける不利益の程度と、退去強制によって達成される利益を比較衡量して、合理性を欠く場合は許されないものとするべきである。特に、当該非正規滞在者又はその家族の構成員が子どもである場合は、家族の分離禁止の原則が適用されるから、在留資格なく日本に滞在する者の退去強制による出入国管理秩序の維持という利益のみでは退去強制を行わないことを原則とするべきである。「在留特別許可に係るガイドライン」の見直しが検討される場合には、こうした点が考慮要素として示されるべきである。

さらに、在留特別許可に際しては、前項の国際人権基準の趣旨に沿った上、在留特別許可を求める者への適正な手続を保障すべきであり、その許否に当たっては、第三者機関を設置するなどして、適正・迅速な在留特別許可の運用が可能となるような仕組みを設けることが検討されるべきである。

以上については、当連合会の2010年11月17日付け「在留特別許可のあり方への提言¹⁵」を参照されたい。（なお、難民認定申請者等に対する在留特別許可のあり方については、「第3」も参照されたい。）

第3 難民の適正かつ迅速な庇護の推進について（本計画案Ⅲ7）

1 はじめに

本計画案の策定に当たり、難民の分野においては、「法務大臣が適正・迅速な難民認定のための取組について、広く専門家の意見を募り今後の検討の参考とするため」（法務省ウェブサイト参照）、法務大臣の私的懇談会である「第6次

¹⁵ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/101117_4.html

出入国管理政策懇談会」の下に「難民認定制度に関する専門部会」（以下「専門部会」という。）を設置し、専門部会は、2014年12月、「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」（以下「部会報告」という。）を第6次出入国管理政策懇談会に提出している。

出入国管理政策懇談会は、「出入国管理行政について広く各界の有識者から意見を聴くために設けられた法務大臣の私的懇談会」であり、「平成22年3月30日に法務大臣が策定・公表した『第4次出入国管理基本計画』は、第5次政策懇談会における議論を参考として策定され」ており（法務省ウェブサイト参照）、第6次出入国管理政策懇談会第1回会合の冒頭において、後藤法務副大臣（当時）が「平成27年3月ごろに次の出入国管理基本計画を策定する予定ですが、その際には皆様方の御知見や政策懇談会での意見交換の内容を参考にさせていただきたい」と述べた上、2014年12月、第6次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国管理行政の在り方」（以下「懇談会報告書」という。）を公表している。

以上からすれば、本計画案も、部会報告や懇談会報告書を参考に策定されるべきものである。

しかるに、難民の分野において、本計画案は、部会報告や懇談会報告書で指摘されている事項のうち、具体的方策が、申請抑制策に集中して著しく偏った内容となっている。当連合会としての部会報告に対する考え方は、2015年3月19日付け「難民認定制度の見直しの方向性に関する専門部会報告に対する意見書¹⁶」（以下「部会報告に対する日弁連意見書」という）で明らかにしたとおりであり、部会報告を全て是とするものではないが、本計画案は、難民条約締約国として求められる難民の保護という観点から見ると、部会報告や懇談会報告書での指摘すらも大幅に後退させるものであり、懇談会や専門部会設置の趣旨からしても到底容認できず、見直されるべきである。

2 部会報告及び懇談会報告書の概要

(1) 部会報告の概要

専門部会では、論点グループを①保護対象の明確化、②手続の明確化、③認定判断の明確化に分けて議論を行った上で、Ⅰ保護対象の明確化による的確な庇護、Ⅱ手続の明確化を通じた適正・迅速な難民認定、Ⅲ認定判断の明確化を通じた透明性の向上、Ⅳ難民認定実務に携わる者の専門性の向上の4

¹⁶ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150319_7.html

分類の下で16の具体的な提言を行った。具体的な提言の内容については、本意見書末尾添付の別紙対比表のとおりである。

(2) 懇談会報告書の概要

懇談会報告書は、部会報告を受け、「難民条約に基づく難民の受入れは、国際社会の一員としての我が国の責務であり、我が国として、真の難民を迅速かつ確実に庇護するとの基本的姿勢を積極的に示していかなければならない。」との姿勢を、検討事項の冒頭で明確に示している。

その上で、まずは庇護すべき者を確実に保護するための方策について検討している。具体的には、「新しい形態の迫害」への対応、難民に該当しない場合も国際人権法上の規範に照らした在留特別許可を与えるための新たな枠組みの検討、更に適正な認定判断のための方策として、諸外国の事例の幅広い収集・参照などを求め、また、難民認定制度の透明性を高め、制度全体の信頼性を一層高めるための方策として、UNHCRが発行する諸文書などの参照や、難民該当性に関する判断の規範的要素を可能な限り一般化・明確化することなどを求めている。

次に、難民認定制度の濫用・誤解等を含む申請数の増加に関する方策として、難民条約に該当する迫害事由に明らかに該当しない案件、退去強制による送還回避のために申請に及ぶ案件などは、当然に抑制されるべきであり、個々の申請者の置かれている立場等にも配慮しつつ、申請の本格的な調査・審査に入る前の段階で判別し振り分け、適正・迅速な処理を促進することにより、厳正に対処するべきである、としている。

3 本計画案の問題点

(1) 難民認定制度を真に保護されるべきものが保護されるべきものにするための具体的方策が欠如していること

本計画案は、難民又は難民に準じた保護を求める者をどのように的確に保護していくか、という点については極めて抽象的な記載に留まり、申請の抑制にのみ4点にわたって具体的な方策を記載するという、著しく偏った構成になっている。

具体的には、部会報告で示された16の提言中、全く言及のないものが9にも上る。言及があるものについても、申請抑制策については、部会報告や懇談会報告書において言及もされていない具体策が述べられる一方で、適正な難民保護及びそのための透明性の向上については、一部しか取り入れられていなかったり、曖昧な記載にとどまるなどしている。詳細な部会報告との

比較については、別紙対比表に譲り、以下、主な点について指摘する。

① 手続の透明化への取組への言及が一切ないこと

部会報告、懇談会報告書ともに難民認定制度の透明性、信頼性向上の方策として、難民該当性に関する判断の規範的要素の可能な限りの一般化・明確化、それに当たってのUNHCRが発行する諸文書や国際的な実務先例への参照を求めている。

それにもかかわらず、この点につき本計画案では一切この点が触れられていない。むしろ、本計画案では問題点の設定が「適正な難民認定」とされ、「透明性の向上」については、言及すらされていない。そもそも我が国の難民認定において透明性が欠如しており、それが著しく少ない難民認定数につながっているのではないかという点は、従前から指摘され続けていたことであり、真に庇護すべき者を庇護しようとするならば、手続の透明性を高めるための方策を具体的に提示することが必須である。

② 保護対象の明確化に対する具体的方針の欠如

ア 新しい形態の迫害の受入れへの言及がないこと

部会報告、懇談会報告書共に、ジェンダーに起因するものなど、新しい形態の迫害のおそれが認められる事案において的確な庇護を実施するための検討を求めている。この点も本計画案では触れられておらず、この点についての方針が明確に示されるべきである。

イ 補完的保護についての具体的検討の方策の欠如

条約上の難民に該当しない場合でもなお保護の必要がある場合について、部会報告ではいわゆるEU資格指令の参照、懇談会報告書では欧州諸国での取組への参照など、具体的に明確化する方策について言及しているのに対し、本計画案ではこのような海外での取組への参照の言及がなく、抽象的な言及に留まっている。しかしながら、具体的な指標なしに適切な補完的保護は不可能であり、これらの具体的方策につき言及されるべきである。

特に、補完的保護制度を導入する場合の具体的な手続などの制度設計について、本計画案では何の言及もないが、既に専門部会でも議論されているところであり、少なくとも専門部会での議論を踏まえた方向性が示されるべきである。また、部会報告に対する日弁連意見書及び2005年9月2日付け国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所「公正かつ効率的な庇護申請手続き：適用可能な国際基準の非包括的概

観」¹⁷が参照されるべきである。

また、本計画案では、補完的保護に抽象的に言及するにすぎない一方、「庇護希望者を装うテロリスト・犯罪者等の入国・在留の防止等、我が国の安全・治安面等へ悪影響が生じないように留意しつつ」検討している。

しかし、部会報告では「導入に当たっては、難民認定審査の実務において難民条約上の除外事項の適切な適用を行うことを始めとする効果的な方策を検討することを通じて、庇護希望者を装うテロリストの入国・在留を防止するなど、国際的な取組との協調を図りつつ、我が国の国民の安全・安心等、国民生活への影響に留意すべきである」としており、条約の適用は勿論のこと補完的保護の導入の際も難民条約の除外条項を重要な基準として受入れ国の安全との調整を指摘していると理解されるところ、本計画案ではこの点が曖昧になっており、少なくとも、除外条項の表現は改めて明示されるべきである。

③ 国外の機関や先例、諸文書に対する姿勢が極めて消極的であること

本計画案全体に共通する点として、国外の機関や先例、諸文書に対する姿勢が極めて消極的であることが挙げられる。すなわち、部会報告や懇談会報告書では、適切な庇護のために、国外での先例や諸文書を参照、参考すべきこと、UNHCRとの連携などが繰り返し求められているのに対し、本計画案では、研修の充実・強化に当たってUNHCRと連携すべきことが言及されているのみで、具体的な難民認定基準や保護対象の明確化に当たって国外の先例や取組、諸文書を参照すべきであるとの部会報告や懇談会報告書の意見は全く取り入れられていない。

UNHCRの示す解釈に従い、国際的な難民認定基準を参照することは、日本が条約締約国として、条約の誠実な履行を行い、本計画案のいう「我が国の難民認定判断が厳しすぎるとの指摘」に誠実に答えるためにも必須の事柄である。

④ 適正な手続のための具体的方策の欠如

適正な手続のため、部会報告で触れられている脆弱な立場の申請者への配慮、難民審査参与員制度の改善への提言、通訳の適正性確保について一切触れられておらず、手続の適正の確保に向けた具体的方策に何ら触れていない。

¹⁷ http://www.unher.or.jp/protect/pdf/0509_rsd.pdf

また、部会報告では、「迅速な手続」は、明らかに難民該当性があると推認される案件や、保護者のいない未成年者等、要配慮性の高い事案についても導入されるべきであるとされていたのに対し、本計画案では、迅速な手続は濫用等の抑制策としてのみ掲げられ、真に保護を要する者等が非常に長い期間にわたって難民としての保護を受けられずに放置されているという状態に対する具体的な解決策が何ら示されていない。

- (2) 「制度の濫用又は誤解に基づいた申請」に対する方策が不適切であること
上記のとおり、本計画案は、適正な難民の保護については極めて消極的な姿勢を示す一方で、「制度の濫用又は誤解に基づいた申請」への対応については極めて意欲的・具体的にその方策を示している。

しかしながら、濫用的な申請などに対する本格審査前の簡易迅速処理や、当初の申請から事情変更がない再申請などの抑制対策の検討については、難民認定制度改善のための施策を実現して、真の難民がもれなく保護される制度的な保障をすることとあいまって、このような制度の導入の是非が論じられるべきである。

しかるに、第3・4(1)で詳細に述べたとおり、本計画案は、その前提条件を満たしているとは言いがたく、このままでは、真の難民がもれなく保護されない状態が続くどころか、真の難民が再申請により正しい認定を受ける機会を奪われかねないことが強く懸念され、このような方策のみが先行して実行されることには反対である。

また、UNHCR執行委員会決議第30号は、明らかに理由がないか又は濫用された難民の地位の申請の問題に対処する措置を採るに当たっては、適正手続保障の観点から、①十分な資格を有する係官による完全な個別の事情聴取、②決定が、難民認定権限のある機関によってなされること、③当該決定の再審査が認められるべきことを勧告している。

したがって、仮に上記の制度を検討するとしても、全申請者へのインタビューの実施、不服申立ての途を確保することなどは最低限の手続的保障として行われるべきであり、また、恣意的な判断によって真の難民が排除されることのないよう適正かつ明確な基準が検討されなければならない。

加えて、難民認定申請者の就労の制限についても述べられているが、難民認定申請手続がその完了まで極めて長期にわたり、その間の生活保障も極めて不十分な実情の下で、この点についての抜本的改善に何ら着手することなく、「類型的に保護の必要性が乏しい」といった曖昧な要件で難民認定申請者の就労を制限することは、真に保護を要する者も含めてその生存すら脅かし

かねないものであって、反対である。在留資格の有無にかかわらず、一定の場合に就労を認める、ないしは生活保障等を行うべきである（2009年6月18日付け「難民認定申請者の生活状況をめぐる制度の改善に関する意見書¹⁸」及び2014年2月21日「難民認定制度及び難民認定申請者等の地位に関する提言¹⁹」参照）。

さらに、申請権自体の制限や申請中の送還停止効果に一定の例外を設けることについての検討も掲げられているが、これらは部会報告や懇談会報告書でも全く触れられていない。申請権自体の制限は、不服申立ての機会を奪い、また、送還停止を認めないことは、ノン・ルフールマン原則（難民条約33条）との関係で違法になる可能性がある。日本の難民認定数が極めて少数にとどまり、保護されるべき者が保護されていないことが強く懸念されている状況では、上記ノン・ルフールマン原則違反は極めて現実的な懸念であって、これらの制度の導入の検討は到底認められない。

4 まとめ

本計画案は、真の難民を漏れなく難民として認定するという条約上の責務を果たすための具体的方策がほとんど示されず、申請抑制策や「濫用」申請への対応のみに特化した内容となっており、この観点から見直されるべきである。

以上

¹⁸ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2009/090618_3.html

¹⁹ http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/140221_2.html

項目	難民認定制度に関する専門部会の提言	基本計画案	備考
保護対象の明確化による的確な庇護	<p>以下の取組を行い、真に国際的な保護を要する対象者を明確化し、その確な庇護を推進すること。</p> <p>① いわゆる「新しい形態の迫害」の申立てについては、「条約法に関するウィーン条約」の「条約の解釈」に関する関連条文に基づき、難民条約の文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、的確な条約解釈により保護を図っていくべきであり、例えば、ジェンダーに起因する迫害のおそれが認められるものなどが検討されるべきである。</p> <p>② また、近年の国際社会の動向を踏まえつつ、国際社会の一員としての我が国の立場から、例えば、世界の各地域において発生した武力紛争による本国情勢の悪化による危険、あるいは、拷問等禁止条約に規定する拷問を受ける危険などから我が国に逃れてきた者等について、まずは、難民該当性の判断を行い、その結果難民条約上の難民に該当しないと考えられた場合であっても、我が国として国際的に保護の必要がある者に対しては、国際人権法上の規範に照らしつつ、我が国の入管法体系の中で待避機会としての在留許可を付与するための新たな枠組みを設けることにより、保護対象を明確化するべきである。</p>	<p>○(1) 真に庇護すべき者とそうでないものを明確に区別し、適正・迅速に処理【概要版】</p> <p>(言及なし)</p>	
	<p>③ その際の要件については、例えば、欧州連合の国際的保護に関するルールである EU 資格指令で採用されている、「補充的保護」(補充的保護・Subsidiary Protection)における「重大な危害」に関する規定などが、一つの参考になる。</p> <p>④ ②の枠組みの導入に当たっては、難民認定審査の実務において難民条約上の除外事項の適切な適用を行うことを始めとする効果的な方策を検討することを通じて、庇護希望者を装うテロリストの入国・在留を防止するなど、国際的な取組との協力を図りつつ、我が国の国民の安全・安心等、国民生活への影響に留意すべきである。</p>	<p>△我が国での待避機会として在留を許可する対象の明確化を検討【概要版】</p> <p>△国際社会の動向を踏まえ、国際人権法上の規範に照らしつつ、当面我が国での待避機会として在留許可を付与すべき対象を明確にすることについて、庇護希望者を装うテロリスト・犯罪者等の入国・在留の防止等、我が国の安全・治安等へ悪影響が生じないよう留意しつつ、検討していく</p>	
		<p>(言及なし)</p>	
		<p>(前々段参照)</p>	<p>基本計画案では除外条項についての言及なし</p>

注：本計画案で、「検討」等としているものは「△」、 「行う」等のは「○」を付した。

項目	難民専門部会の提言	基本計画案	備考
<p>手続の明確化を通じた適正・迅速な難民認定</p>	<p>以下の取組及び提言Ⅲの取組を行い、難民認定手続全体の公平性、透明性の向上を図りつつ、難民認定制度の誤解又は悪用による不適正な難民認定申請案件の効果的な抑止方策を併せて推進することとで、真に庇護されるべき者を迅速かつ確実に認定するための手続を構築すること。</p> <p>① 難民認定申請書の様式について、諸外国の例も参考に必要な見直しを行い、例えば、提言Ⅰの国際的保護に関わる申請者の事情についても十分に汲み取ることができるよう改めるべきである。</p> <p>あわせて、難民認定申請者に対する手続案内を充実させ、その際には、民間団体等との協力なども検討するべきである。</p> <p>② 親を伴わない未成年者、身体的障がい、精神的障がい又は重篤な疾病を抱える者等、特別の配慮を要する状況下にある申請者については、現状を踏まえ、例えば、親を伴わない未成年者であれば、カウンセラー等の専門家との連携を行うなど、その者の状況に応じた取扱いについて特に留意するとともに、これらの事案については優先的に事案処理を行うなど、特別の配慮を行うことを明確化すべきである。</p> <p>③ ②の事案を対象に、事情聴取におけるカウンセラー、医師、看護師、弁護士等の立会いを、試行的に実施するべきである。</p> <p>④ 制度に対する誤解又は悪用による不適正な申請案件などについては、事前に保護対象を判別し、事案の内容に相応した処理を行うことで、これらを抑制する仕組みを設けることについて更に検討されるべきである。</p> <p>その際には、申請者の置かれた立場や、行政手続一般に認められているところの手続保障にも十分に配慮しつつ、透明性のある手順に従うことが必要である。</p>	<p>○(1) 真に庇護すべき者とそうでないものを明確に区別し、適正・迅速に処理【概要版】</p> <p>(言及なし)</p> <p>(言及なし)</p> <p>(言及なし)</p>	
		<p>○難民条約に明らかに該当しない申請や新たな事情等のない再申請などについては、申請者の置かれた状況にも配慮しつつ、簡易・迅速に処理【概要版】</p> <p>△濫用的申請への対応について、法制度・運用両面に渡る検討を継続【概要版】</p> <p>△濫用的な申請（再申請によるものを含む。）に関しては、申請権自体を制限すること及び申請中の送還停止効果に一定の例外を設けることについて、前記①～③等の取組状況とその効果を踏まえつつ、法制度・運用両面について更に検討を進めていく。</p>	<p>基本計画案では、手続保障や透明性についての言及なし</p>

注：本計画案で、「検討」等としているものは「△」，「行う」等のは「○」を付した。

<p>ア 事案の内容に相応した効率的な審査手続の検討を更に進めるべきである。例えば、当初から難民該当性がなく、申請者が稼働目的の申請であることを自認している事案や、難民条約の掲げる事由を何ら申し立てていない事案、あるいは逆に、明らかに難民該当性があると推認される案件や、②で示したような、要配慮性の高い事案を、難民認定申請の本格的な調査・審査に入る前の段階で判別し振り分けて、簡易・迅速又は優先的に処理する仕組みの導入について検討を進めるべきである。</p> <p>その際には、申請者が自らの全ての事情を当初から述べることでできない事案などが存在し得ることに鑑み、難民認定の権限を有する機関の担当官で、十分な専門性及び経験年数を有する者が事情聴取を行う機会を保障すること、不認定になった者に対し不服申立ての途を確保すること、難民不認定理由の開示など、手続保障への十分な配慮が不可欠であることに留意する必要がある。</p>	<p>○ 難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情等を申し立てる事案については、本格的な調査に入る前の段階で振り分け、簡易・迅速な処理を行っていく。</p>	<p>難民性がある案推認される案件、要配慮性の高い事案についての言及なし</p> <p>基本計画案では、手続保障や透明性についての言及なし</p>
<p>イ 再度の難民認定申請は、当初の申請手続後に新たな事情が生じた場合、又は、当初から存在したことにやむを得ない事情がある場合に限り認められる旨を明確にするべきである。</p> <p>その上で、アで述べた事案の内容に相応した効率的な審査手続の中で、「新たな事情」及び「やむを得ない事情」の有無を判別することについて、更に検討を進めるべきである。</p> <p>留意点はアと同様である。</p>	<p>○ 再申請は、原則として、「当初の申請手続後に新たな事情が生じた場合」、「当初の申請手続時に主張・立証しなかったことについてやむを得ない事情がある場合」に限定し、申請者の置かれた状況にも配慮しつつ、①と同様の手続により処理することとする。</p>	<p>基本計画案では、手続保障や透明性についての言及なし</p>
<p>⑤ 専ら稼働することを目的とした申請の誘発を抑制するため、諸外国の例も参考に、申請者に対する就労許可を一定の要件や条件の下で行うことにつき、更に検討を進めるべきである。</p> <p>その場合において、真に庇護を求めざる者の生活の安定が阻害されることのないように最大限の配慮を払うことが重要である。</p>	<p>△ 難民申請中の就労許可について、一定の要件を設ける仕組みを検討【概要版】</p> <p>△ 専ら我が国での就労を目的とする濫用的な申請のインセンティブとなつている正規在留者に対する就労許可について、希望があれば一律に就労を許可している現行の運用を見直し、</p> <p>△ 例えば、類型的に保護の必要性に乏しいと認められる事案等については原則として就労活動を認める在留資格を付与しないなど、一定の条件を設けて個別にその可否を判断する仕組みの検討を進める。</p>	<p>基本計画案では、手続保障や透明性についての言及なし</p>

注：本計画案で、「検討」等としているものは「△」，「行う」等のもは「○」を付した。

項目	難民専門部会の提言	基本計画案	備考
認定判断の明確化を通じた透明性の向上	<p>以下の取組を行い、難民該当性判断の規範的要素など、難民該当性の認定判断を可能な限り明らかにするとともに、事案の積極的な公表等を通じて行政の説明責任を果たすことにより、難民認定制度の透明性を高め制度への信頼性を向上させるべきである。</p> <p>① 難民該当性に関する判断の規範的要素を、我が国でのこれまでの実務上の先例や裁判例を踏まえ、また、UNHCRが発行する諸文書、国際的な実務先例及び学術研究の成果なども参照しつつ、可能な限り一般化・明確化することを追求するべきである。</p> <p>② 難民不認定理由の付記内容を一層充実させること及び難民認定された場合の理由も付記することについて、引き続き検討を進めるべきである。特にかかる理由の付記によってより一層認定判断の透明性を高めいくという観点が重要となる。</p> <p>③ 現在は年1回の統計資料の公表に合わせて認定・不認定の事案をそれぞれ数例ずつ公表するにとどまっているところ、認定・不認定の事案について個人情報を含めつつ概要を定期的に公表し、もって認定判断の透明性や、判断の客観性を高めつつ、我が国に国際的保護を求めている者に関する状況について、国民の理解を得るよう努めるべきである。</p> <p>④ より適正な認定判断の実現のため、申請者の出身国情報や国際情勢に関する幅広い資料の収集と有効活用について、収集だけでなく分析を行うための専従の体制を整備すべきであり、その情報を難民調査官や難民審査参与員等の実務に当たる者に適切に提供できる仕組みを構築するべきである。</p> <p>また、情報の収集・分析に当たっては、関係行政機関、国内外の民間機関、外国政府及びUNHCRを始めとする国際機関との連携・協力関係を強化すべきである。</p>	<p>○(2) 難民認定制度全体の質の更なる向上を図る【概要版】</p> <p>(言及なし)</p> <p>(言及なし)</p> <p>(言及なし)</p> <p>○審査体制・基盤の強化及び出身国情報等の収集・分析体制の充実【概要版】</p> <p>○申請者の出身国情報や国際情勢に関する基礎資料の収集・分析体制の充実強化…に取り組み…</p>	

注：本計画案で、「検討」等としているものは「△」，「行う」等のものは「○」を付した。

項目	難民専門部会の提言	基本計画案	備考
難民認定実務に携わる者の専門性の向上	<p>難民認定実務に携わる者の専門性の向上を通じて、より一層効率的かつ適正な難民認定業務を実現するため、以下の取組を行うべきである。</p> <p>① 案件処理体制を確保するために難民調査官及び難民審査参加員の増員・増配置を図るべきである。 あわせて、案件処理のプロセス、資料の共有状況などの現状を分析・検証し、重複している処理等を見直すなどして、効率的な案件処理を行う体制を構築するべきである。</p> <p>② 高度な知識及び調査能力を持つ難民調査官を育成し、難民調査官の専門性をより高めるため、また、難民審査参加員の不服審査実務における任務遂行に資するため、UNHCRを始めとする関係機関との積極的な連携・協力による研修（ケース・スタディを含む）等、専門性の更なる向上に資するための人材育成プログラム等の充実・強化に更に取り組むべきである。 また、難民審査参加員の判断事例を、その守秘義務にも配慮しつつ、他の参加員とも共有する仕組みを設けるなど、参加員の任務遂行に有用な取組を行うべきである。</p> <p>③ 通訳人の質の更なる向上に向け、裁判所における法廷通訳人に対する取組なども参考に、通訳人に対する研修課程を構築するべきである。 また、将来的には、通訳人のレベルを客観的に評価することによりその質が担保される仕組みの導入が望ましく、これにより、事案の性質に相応した通訳人を選定できる体制を整備することについても検討されるべきである。</p>	<p>○(2) 難民認定制度全体の質の更なる向上を図る【概要版】</p> <p>○審査体制・基盤の強化及び出身国情報等の収集・分析体制の充実【概要版】</p> <p>○難民認定行政に係る体制・基盤の一層の強化…に取り組み…</p> <p>○UNHCR等との連携による研修の充実・強化により専門的人材を育成【概要版】</p> <p>○国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 等の関係機関との連携による研修の充実・強化…に取り組み…</p> <p>○難民調査官の調査技術の向上等、専門的人材の育成を行っている</p> <p>(言及なし)</p>	<p>基本計画案では、現体制の見直しについての言及なし</p> <p>基本計画案では、難民審査参加員部分についての言及なし</p>

注：本計画案で、「検討」等としているものは「△」，「行う」等のものは「○」を付した。